

館林市
第一期重層的支援体制整備事業
実施計画

令和5年度～令和8年度

目 次

I. 計画策定の背景

II. 計画の目的

III. 計画の位置付け

IV. 計画の期間

V. 重層的支援体制整備事業実施計画の内容

1. 包括的相談支援事業

2. 参加支援事業

3. 地域づくり事業

4. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

5. 多機関協働事業

I. 計画策定の背景

これまでの社会保障制度は介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮などの属性ごとに支援を充実させてきました。

しかし近年はひきこもりやダブルケア、ヤングケアラーなど地域住民の抱える課題が複雑化・複合化し、従来の支援体制では単独で解決することが難しい事案が増加しています。

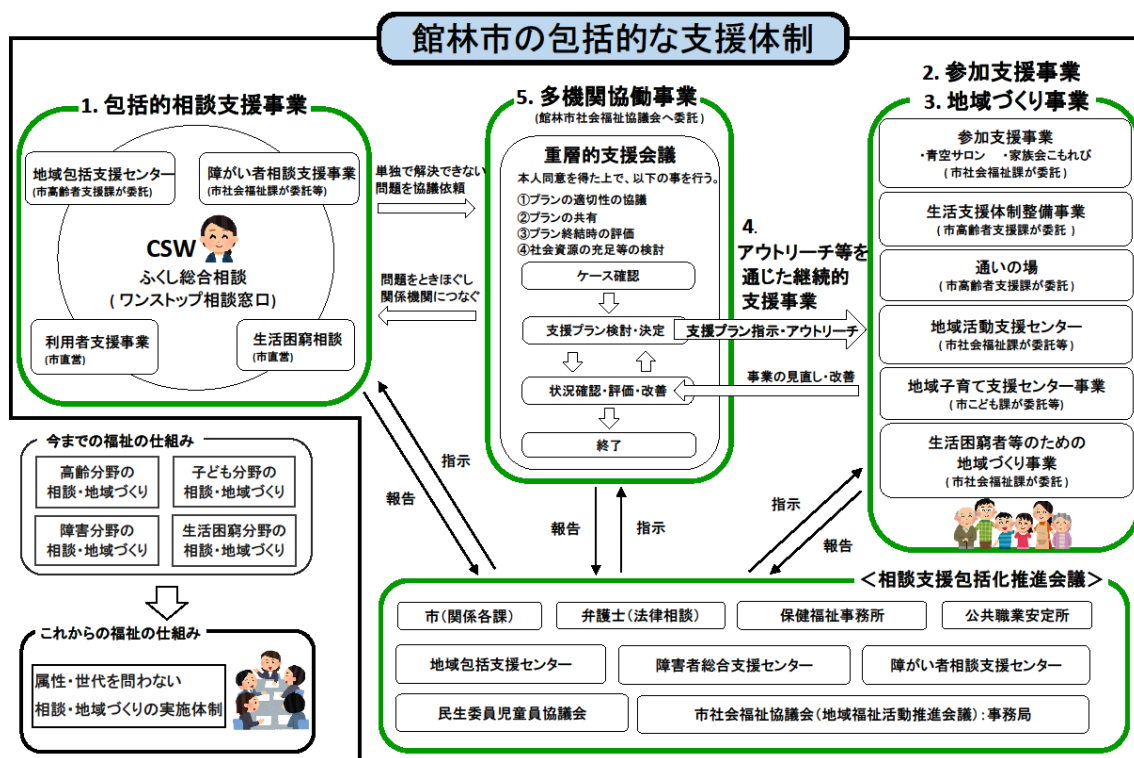
このような中、国は、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築のため、令和3年4月より「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

本市におきましてもモデル事業及び2年間の移行準備期間を経て令和5年度より実施する重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に行うために実施計画を定めるものです。

II. 計画の目的

本事業は介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の支援機関・地域の関係者がその機能や専門性を生かしつつ、相互に連携を深め、相談者に寄り添った包括的な支援体制を構築することを目的とします。

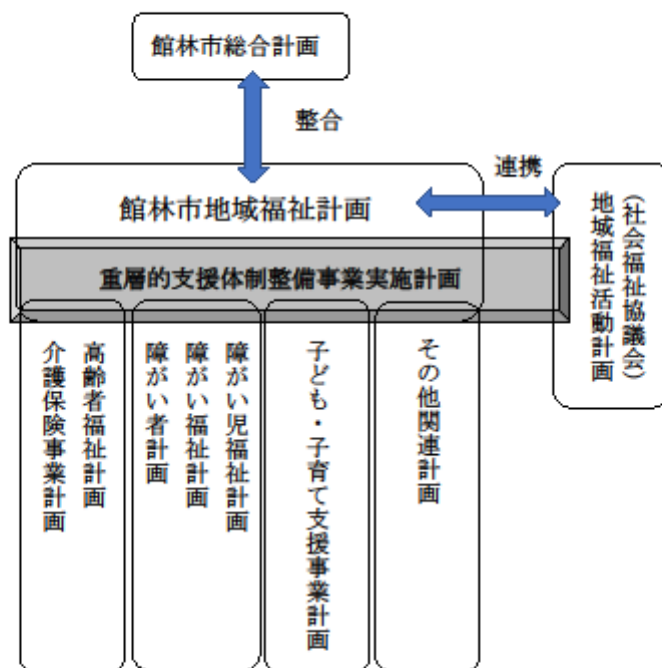
支援体制は「1. 包括的相談支援事業」「2. 参加支援事業」「3. 地域づくり事業」の3つを一体的に実施することを必須とし、それを円滑に実施するための事業として「4. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「5. 多機関協働事業」を定めています。



Ⅲ. 計画の位置付け

重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第106条の5）

第四次館林市地域福祉計画を上位計画とし、その基本理念である「一人ひとりのふれあいと助けあいで誰もが“福”を分けあう思いやりのあるまち館林」の実現に向け策定するものであり、地域福祉活動計画・高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画との整合性を図り推進します。



Ⅳ. 計画の期間

5年とし、毎年評価を行いながらP D C Aサイクルにより計画の見直しを図っていくこととします。ただし、第四次地域福祉計画との実施期間（令和4年度～令和8年度）を調整するため、初年度のみ4年間（令和5年度～令和8年度）とします。

Ⅴ. 重層的支援体制整備事業の実施内容

1. 包括的相談支援事業

（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野の相談支援機関は、単独の相談事業者では解決が難しい場合には連携を図りながら対応していますが、本人に寄り添う伴走型支援体制を強化するため、令和2年4月より館林市社会福祉協議会内にワンストップ型の総合相談窓口を設置し、属性や世代、

相談内容に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、抱える問題の解きほぐしや整理を行っていきます。

設置形態は、既存の拠点の機能は変更せず、支援関係機関で連携を図る基本型とします。

(1) 地域包括支援センターの運営事業

(社会福祉法第106条の4第2項第1号のイ)

市内4か所の地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、連携を図りながら保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が専門性を生かし、相談支援や権利擁護などの業務を行い、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう支援します。

担当部署	運営形態	名称
高齢者支援課	委託	高齢者あんしん相談センタークローバー荘
		高齢者あんしん相談センター新橋
		高齢者あんしん相談センター東毛光生園
		高齢者あんしん相談センター社会福祉協議会

(2) 障害者相談支援事業

(社会福祉法第106条の4第2項第1号のロ)

障がいのあるかた及びその保護者、又は介護を行う者の相談・支援及び必要な援助を行うことにより、障がいのあるかた等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、関係機関等と連携を図りながらきめ細かな支援を行います。

担当部署	運営形態	名称
社会福祉課	委託	館林邑楽相談支援センター ほっと
		館林市相談支援事業 にこにこ

(3) 利用者支援事業

(社会福祉法第106条の4第2項第1号のハ)

子ども及びその保護者または妊婦が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

担当部署	運営形態	支援機関名
健康推進課	直営 (母子保健型)	館林市子育て世代包括支援センター 「かるがも相談室」

(4) 生活困窮者自立相談支援事業

(社会福祉法第106条の4第2項第1号の二)

生活困窮者及びその家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言をし、自立の促進を図るための支援の計画を作成し関係機関と連携し利用者に適した支援を行います。

担当部署	運営形態	支援機関名
社会福祉課	直営	館林市自立相談支援機関 (社会福祉課内)

2. 参加支援事業

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、ひきこもりや既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間のニーズに対応するため、地域の社会資源を開発・活用し、ひきこもりのかた等のための居場所事業及び家族会を実施し社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

3. 地域づくり事業

(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

地域住民を広く対象として、居場所や交流の場づくりを地域住民が主体となって推進し、分野や領域を超えて多様なつながりが生まれるような環境を整備します。

(1) 地域介護予防活動支援事業

(社会福祉法第106条の4第2項第3号のイ)

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護予防活動の地域展開を目指して、通いの場の活動を支援するとともに介護予防教室等を開催します。

(2) 生活支援体制整備事業

(社会福祉法第106条の4第2項第3号のロ)

地域福祉活動との一体的な推進を図るため、地域に合った住民主体の支えあい活動を推進しており、高齢者個人の特性や希望に合った活動を

コーディネートできる体制づくりについても取り組みます。

(3) 地域活動支援センター事業

(社会福祉法第106条の4第2項第3号のハ)

障がいのあるかたが、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動を行う機会の提供及び社会との交流の促進、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行い、地域生活を支援します。

担当部署	運営形態	名称
社会福祉課	委託	館林市地域活動支援センター
		地域活動支援センタースワン
		地域活動支援センター若草作業所

(4) 地域子育て支援拠点事業

(社会福祉法第106条の4第2項第3号のニ)

児童福祉法に基づき実施する事業で、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行います。

担当部署	運営形態	名称
こども課	直営 委託	美園保育園地域子育て支援センター
		聖ルカ保育園地域子育て支援センター
		ももの木保育園地域子育て支援センター
		社会福祉協議会地域子育て支援センター わくわくらんど

(5) 生活困窮者等のための地域づくり事業

(生活困窮者自立相談支援事業実施要綱)

地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うこと等を通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とし、企業や個人から篤志により集めた食糧を生活困窮者に無償で配布し、食糧を通じたセーフティネットを構築します。

4. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

長期にわたるひきこもりの状態にあるかたなど、複合的な課題により自ら支援を求めることができないかたに対し訪問活動を実施し、本人との信頼関係を構築し状況を把握した上で相談に応じ、関係する機関につなぎ支援を継続的に行います。

5. 多機関協働事業

(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

包括的相談支援事業で受け止めた相談は複合化・複雑化し、単独の支援機関では対応が難しいものがあります。

そのため、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮等関係機関との調整により支援の方向性や役割分担などを整理する多機関協働事業を実施します。また、重層的支援会議により支援プランの作成を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施します。さらに、相談支援包括化推進会議を開催し、重層事業全体が適正に運営されるよう事業の見直しを行います。

(1) 重層的支援会議

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催され、複合化・複雑化した課題について、本人の同意を得て多機関協働事業が作成した支援プランの適切性を判断します。

内容	①プランの適切性の協議 ②プラン終結時等の評価 ③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
開催	多機関協働事業（毎月定期）開催時
構成員	相談支援包括化推進員（市関係各課、社会福祉協議会、支援関係機関等）

(2) 相談支援包括化推進会議

相談支援包括化推進会議は、重層的支援体制整備事業が適正に運営されるために開催する全体会議です。各事業の実施状況、各相談支援機関との連携状況の確認、地域に不足する社会資源創出の手法の検討等を行います。

内容	<ul style="list-style-type: none"> ①各事業の実施状況の確認 ②相談支援の包括化を図るための各相談支援機関との連携 ③地域住民が抱える福祉ニーズの把握 ④地域に不足する社会資源創出の手法の検討 ⑤その他包括的な支援体制を構築するための必要な事項
開催	年1回
構成員	相談支援包括化推進員（市関係各課、社会福祉協議会、支援関係機関等）

2023（令和5）年度

館林市保健福祉部社会福祉課